

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	成人健診に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、成人健診に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年3月14日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

	<p>6. 個人番号へのアクセス制御 :個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とアクセスログ管理をする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (国民健康保険(税)(資格)(給付)システム、児童手当システム等の各業務システム、中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供の受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、共通基盤(連携・統合宛名)及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>
システム4	
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 成人健診ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	提供: 番号法第19条第8号に基づく別表主務省令第2条の表139の項 照会: 番号法第19条第8号に基づく別表主務省令第2条の表139の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部健康課
②所属長の役職名	健康づくり担当課長(兼)保健センター所長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 成人健診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	春日部市に住所を有する健康管理業務(成人健診)の対象者
その必要性	健康管理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(内部番号) : 個人の特定に必要な ・連絡先等情報 : 連絡先、住所などがん検診等の通知送付先把握のため必要 ・健康・医療関係情報 : 検診結果の管理のために必要 ・業務関係情報 : 生活保護対象者の把握のため必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年9月21日
⑥事務担当部署	健康保険部 健康課健康づくり担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)	
③使用目的 ※	がん検診、歯周病検診、生保特定健康診査対象者の把握のため使用する。	
④使用の主体	使用部署	健康保険部 健康課、市民生活部 市民課武里出張所、庄和総合支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・がん検診、歯周病検診の実施に関する事務 ・対象者検索、抽出、検診結果の管理事務	
	情報の突合	がん検診、歯周病検診、生保特定健康診査等の対象者情報と住民票関係情報を突合して、死亡、転出、などによる受診等資格の取得、喪失の真正性を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ジーシーシー 埼玉支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2	遠隔地保管	
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士倉庫運輸株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託先のセキュリティ管理体制
	⑥再委託事項	集配業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表主務省令第2条の表139の項
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業に関する事務であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康増進法に基づく検診受診者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none">・生体認証を含む二要素認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているユーザーID／パスワードによる認証が必要。・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 <p><健康課保健センター></p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報を保有するパソコンはすべて施錠して保管し、持ち出せないようにしている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
--------	---

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【胃がん検診】

検診: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、受診者番号、免除区分、受診歴、フィルム番号、第一所見判定、第一所見部位、第二所見判定、第二所見部位、第二所見所見、第三所見判定、第三所見部位、第三所見所見、その他所見、検診結果、指示区分、備考、内視鏡受診者番号、内視鏡免除区分、内視鏡受診歴、内視鏡診断区分、内視鏡その他の疾患、内視鏡総合判定、内視鏡その他、内視鏡偶発症の有無、内視鏡有(その他)、内視鏡備考

精検: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、検査方法(X線直接撮影・胃内視鏡検査・胃精検組織診・腹腔鏡検査)、結果、がんであった者のうち原発性のがん、原発性のがんであった者の内訳(早期がん・進行がん・その他)、早期がんのうち粘膜がん、胃がん以外であった者の内訳(胃ポリープ・胃潰瘍・十二指腸潰瘍・併存潰瘍・その他の疾患)、検診の偶発症の有無、検診の偶発症による死亡、精検の偶発症の有無、精検の偶発症による死亡、備考、内視鏡結果、内視鏡その他の疾患、内視鏡原発性がん、内視鏡原発性がんのうち早期がん、内視鏡原発性がんのうち粘膜内がん、内視鏡判定、内視鏡紹介先医療機関、内視鏡紹介先、内視鏡紹介先医療機関(市外)、内視鏡治療内容、内視鏡その他、内視鏡偶発症の有無、内視鏡有(その他)、内視鏡備考

【肺がん検診】

検診: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、請求月、受診者番号、区分、受診歴、決定判定区分、受診歴、喫煙指数、血痰、特殊職業、高危険群、喀痰容器の配布、決定判定区分、検査時に伴う偶発症の有無、有その他、備考

精検: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、胸部X線判定区分、喀痰細胞診判定区分、所見の有無、所見あり内訳1、所見あり内訳2、所見あり内訳3、偶発症の有無、TNM臨床分類、組織分類、切除術の根治性、備考、確定結果(平成26年度以前)、診断結果(平成26年度以前)、喀痰精検(平成26年度以前)、精検完了(平成26年度以前)

【大腸がん検診】

検診: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、請求月(病院)、請求月(業者)、受診者番号、免除区分、クーポン券番号、受診歴、採取日(1日目)、検査結果(1日目)、採取日(2日目)、検査結果(2日目)、検査結果(総合)、判定結果、備考、未確認クラブ

精検: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、精検検査方法、精検診断結果、その他の疾患の病名、大腸がん結腸進行度、大腸がん直腸進行度、病期、大腸ポリープ、その他の隆起性病変、偶発症の有無、治療、治療の手術の術名、備考、精検検査方法(26年度以前)、精検診断結果(26年度以前)、部位(26年度以前)、進行度(26年度以前)、治療(26年度以前)

【子宮がん検診】

検診: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、区分(1回目)、免除区分(1回目)頸部、免除区分(1回目)体部、受診日(2回目)、実施場所(2回目)、区分(2回目)、免除区分(2回目)頸部、免除区分(2回目)体部、クーポン番号、受診番号、頸部検診受診歴、体部検診受診歴、頸がん結果<検体の適正、細胞診断、臨床診断、再採取の有無(検体不良)、指示区分、HPV検査>体がん結果<細胞診断、再採取の有無(検体不良)、臨床診断、指示区分>、検査時に伴う偶発症の有無、有その他、備考

精検: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、頸がん精検<精検結果1、精検結果2、種類(子宮がんのうち原発性、原発性のうち浸潤がん、浸潤がんのうち上皮内がん、浸潤がんのうち腺がん、原発性のうち微小浸潤がん、微小浸潤がんのうち上皮がん、微小浸潤がんのうち腺がん)、一次検診ASC-USによる精検の有無、ASC-USによる精検でHPV施行の有無、ASC-USによる精検でHPV施行の結果、子宮頸がん精検結果備考>、体がん精検<精検結果1、精検結果2、種類(子宮体がんのうち原発性)、子宮体がん精検結果備考>、治療方法1、治療方法2、治療方法備考、検査時に伴う偶発症の有無、有その他、備考、区分(平成26年度以前)、頸がん精検結果(平成26年度以前)、体がん受診日(平成26年度以前)、体がん実施場所、体がん精検結果(平成26年度以前)

【乳がん検診】

検診: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、受診番号、クーポン券番号、免除区分、撮影方法、過去の受診歴、視触診カテゴリ、X線検査カテゴリ、診断名、指示区分、請求月

精検: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、診断結果、乳がんの病期、乳がんの種類(乳がんのうち原発性のがん)、乳がんの種類(原発性のがんのうち早期がん)、乳がんの種類(早期がんのうち非浸潤がん)、乳がん以外の疾患、治療方法、乳がん以外の疾患2、乳がん以外の疾患3、乳がん以外の疾患備考、治療方法2、治療方法3、治療方法備考、備考

【肝炎ウイルス検診】

検診: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、請求月、同時単独、免除区分、受診番号、B型肝炎ウイルス検診結果、C型肝炎ウイルス検診結果、【旧】C型肝炎ウイルス検診結果、備考

【生保健康診査】

検診: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、受診番号、詳細な項目、前年度保健指導継続者、生活機能評価と同時、服薬歴<高血圧、脂質異常、高血糖>、身体計測<身長、体重、BMI>、腹囲、血圧<収縮期(1回目)拡張期(1回目)、収縮期(2回目)拡張期(2回目)>、血糖<空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、【旧】ヘモグロビンA1c、血中脂質<中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール>、肝機能<AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)>、尿検査<糖、蛋白、潜血>、他覚症状<所見の有無、他覚症状所見あり内訳(心雑音)、他覚症状所見あり内訳(呼吸音異常)、他覚症状所見あり内訳(リンパ節腫)、他覚症状所見あり内訳(浮腫)、他覚症状所見あり内訳(貧血様症状)、他覚症状所見あり内訳(不整脈)、他覚症状所見あり内訳(その他)>貧血<実施理由、赤血球数、ヘマトクリット値、色素量(ヘモグロビン値)>心電図<実施理由、所見の有無、心電図所見あり内訳(異常Q波)、心電図所見あり内訳(左室肥大の疑い)、心電図所見あり内訳(ST低下)、心電図所見あり内訳(陰性T)、心電図所見あり内訳(WPW症候群)、心電図所見あり内訳(完全右脚ブロック)、心電図所見あり内訳(上室期外収縮)、心電図所見あり内訳(心室期外収縮)、心電図所見あり内訳(心室細動)、心電図所見あり内訳(上室頻拍)、心電図所見あり内訳(その他所見)>、眼底<実施理由、所見の有無、眼底所見あり内訳(キースワグナー分類)、眼底所見あり内訳(シェイEH分類)、眼底所見あり内訳(シェイエS分類)、眼底所見あり内訳(SCOTT分類)>、その他の検査<血清クレアチニン、血清尿酸、総コレステロール、血清アルブミン>、質問票<血圧、血糖(インスリン注射含む)、コレステロール、喫煙>、メタボリックシンドローム判定、医師の判断、01肥満、02血圧、03脂質、04糖尿病、05肝機能、06貧血、07心臓、08腎機能、09痛風、判断した医師名、医師のコメント、備考、保健指導判定、請求月

保健指導: 受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、既往歴の有無、既往歴あり(高血圧)、既往歴あり(糖尿病)、既往歴あり(貧血)、既往歴あり(脂質異常)、既往歴あり(心疾患)、既往歴あり(腎疾患)、既往歴あり(肝疾患)、既往歴あり(脳血管疾患)、既往歴あり(呼吸器疾患)、既往歴あり(その他)、既往歴あり・その他、個別保健指導レベル判定、電話連絡日、最終支援区分<最終支援区分、対象外、対象外・その他、通知日>、保健指導支援記録1<受診日、実施場所、実施区分、受診時年齢>、支援種別、指導方法、指導方法・その他、目標設定<目標体重、目標とする腹囲、1日の目標削減エネルギー、食事での削減エネルギー、運動での削減エネルギー、目標達成期間、行動目標、行動計画>、計測<身長、体重、腹囲、血圧、BMI>、食事目標、運動目標、喫煙、喫煙中、指導内容、実施時間、指導者、保健指導記録2<中止・中断日、実施場所、実施区分、中止・中断年齢>、支援種別、指導方法、指導方法・その他、計測<身長・体重・腹囲、血圧、BMI>、目標の変更、目標の変更あり、計画の変更、計画の変更あり、食事、運動、喫煙、喫煙中、指導内容、評価できない時の確認回数、実施時間、指導者、中止・中断日、実施場所、実施区分、中止・中断年齢、中止・中断状況、支援中止(その他)

【歯周病検診】受診日、実施場所、実施区分、年度末年齢、免除区分、判定コード(最大)、総合判定

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、健康管理システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施している。 ・パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。 ・パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理 :パスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 :システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 :パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 :ユーザーIDについては、定期的チェックを行い、不要なユーザーIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザーIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 :上記のアクセス権限の設定は定期的な点検している。 ・特定個人情報の使用の記録 :ユーザーIDとともに、健康管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷等)のアクセス記録をログとして保管している。 :上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 :外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 :各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 :特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 :機器を廃棄又はリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にした上で物理的に破壊する。 :業務端末の持出し、私物のPCの接続は禁止している。 :画面コピーを取得する際には、個人番号をマスキングしている。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう健康管理システムで担保している。 <p><本市の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムで記録している操作ログは、必要に応じてリストを出力し、確認する。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を行っている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

◆入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

<健康管理システムのソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーと健康管理システム間は、管理区域内に設置したサーバー間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

◆不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

<健康管理システムのソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーと健康管理システム間は、管理区域内に設置したサーバー間通信に限定しており、他の経路で提供できない。

・健康管理システムは、パスワード及び生体認証に認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。

・健康管理システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

<本市の運用における措置>

・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、所属長への確認を行った上で、実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

<健康管理システムのソフトウェアにおける措置>

・健康管理システムの副本登録は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 - ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 - ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

◆その他の措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>◆物理的対策 <本市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>◆技術的対策 <本市における措置> ・庁舎間の通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。 ・管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。 ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供する</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : 提供可能年数を経過した特定個人情報は中間サーバーから削除を行う。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置> 新規入庁者を対象に行われる研修等で、個人情報保護制度の概要について、周知徹底している。また、毎月、全職員を対象にセキュリティチェックテストを実施している。これにより、セキュリティ意識の啓発及びその理解の程度を確認し、各職員のセキュリティ意識の向上及び自己研鑽に繋がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修等を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 自己情報開示請求書等に必要事項を記入の上、市民生活相談課に提出する。本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提示が必要。 郵送及び電子申請での請求も可能。 【URL】 https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=112143&pkgSeq=147581
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
②対応方法	重要案件の問合せについて、対応記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	所属長	健康課長 村田 政彦 健康づくり担当課長(兼)保健センター所長 佐藤 篤実	健康保険部次長(兼)健康課長 宗広 則行 健康づくり担当課長(兼)保健センター所長 島田 敬	事後	人事異動のため
平成30年6月7日	検診名	成人歯科健康診査	歯周病検診	事後	名称変更のため
平成30年6月7日	ファイル記録項目	胃がん検診	内視鏡項目の追加	事後	項目追加のため
令和3年5月28日	システムの名称	共通基盤(連携・統合宛名)	団体内統合宛名システム	事前	システム入れ替えのため
令和5年12月6日	所在地	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	庁舎移転のため
令和7年2月28日	II-6 特定個人情報の保管・削除 ①保管場所	—	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
令和7年2月28日	III-7 特定個人情報の保管・削除 ⑤物理的対策(具体的な対策の内容) ⑥技術的対策(具体的な対策の内容)	—	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
令和7年2月28日	III-8 監査 ②監査(具体的な内容)	—	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
令和7年2月28日	III-10 その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	—	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
令和7年3月14日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	追記 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、健康増進法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	見直しによる変更
令和7年3月14日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第54条	・番号法第9条第1項 別表の111の項	事後	法改正のため
令和7年3月14日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	—	提供: 番号法第19条第8号に基づく別表主務省令第2条の表139の項 照会: 番号法第19条第8号に基づく別表主務省令第2条の表139の項	事後	
令和7年3月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱い 委託事項2 ③委託先名	東武デリバリー株式会社	富士倉庫運輸株式会社	事後	